

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1. 現 状

### (1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	47.10 歳	163 人	281,055 円	302,744 円	—	—	—	—
調理員	51.10 歳	38 人	303,571 円	312,621 円	調理士	44.1 歳	212,600 円	1.47
庁務員・校務員	49.03 歳	46 人	295,674 円	313,178 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.38
運転技師	44.10 歳	22 人	281,736 円	327,914 円	自家用自動車 運転手	53.2 歳	234,700 円	1.40
その他	45.01 歳	57 人	253,982 円	276,823 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	
全 体	人 0	人 2	人 2	人 5	人 8	人 10	人 20	人 24	人 30	人 33	人 29	人 0	人 163
調理員	0	0	0	0	0	2	2	3	11	10	10	0	38
庁務員・校務員	0	2	0	0	1	2	5	6	10	8	12	0	46
運転技師	0	0	0	2	3	1	3	4	3	4	2	0	22
その他	0	0	2	3	4	5	10	11	6	11	5	0	57

### (3) その他給与に関する事項

#### ア. 給料表

独自給料表（4級制）

#### イ. 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、宿日直手当及び退職手当とする。

#### ウ. 昇給基準

毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて4号給（55歳以上は2号給）を標準として昇給する。

## 2. 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、国・県における同種の職員の給与等を参考とし、適正な給与制度、運用となるよう努める。

## 3. 具体的な取組内容

給料表、諸手当及び昇給制度については、当面見直す計画はないが、給与情報等公表システムによる給与情報等の公表を行い、他の地方公共団体や民間との比較を行う中で、見直しの必要性について継続的に検討する。

## 4. その他

技能労務職は退職者不補充とし、当面必要な業務については臨時職員等で対応しながら、指定管理者制度の導入についても併せて検討していく方針である。